

第15回「健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ」（持ち回り）の開催

No.	ご意見	区分	編	方針	対応内容
1	4.6 許可された利用者等→認証された利用者等	指摘	概説：O	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
2	「医療機関等の範囲」の記載において、「、歯科診療所、助産所、薬局、」は、「、歯科診療所、薬局、助産所、」にしていきたい。	要望	概説：O	対応中	第5.2版において「病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション…」との記載を継承し、掲示の記載となっておりますが、改訂案を検討します。
3	はじめに 情報セキュリティインシデントが起きた場合、医療の提供が停止し、地域や社会に対して損害や不安を与えるほか、 ↓ サイバー攻撃で対外的に叩かれるぞという記述だけだと経営層には響かないと思います。大学でも、インシデントで対外的	指摘	経営：G	対応中	ご指摘を踏まえ、改訂案を検討します。
4	4.安全管理に必要な項目全般 クライアント側、サーバ側、インフラ、セキュリティ…他項目と全く違う概念のセキュリティと出てくることに違和感があります。別と同様にどのような位置付けになっているかの図が必要と思います。 と各分類で採用する安全管理措置に…文章途切れてませんか？	指摘	経営：G	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
5	1.2.2 非常時における責任 インシデント発生時にIT的観点の話はあるが、医療継続といった医療機関のレジリエンスの話がない。	指摘	経営：G	対応中	ご指摘を踏まえ、改訂案を検討します。
6	1.3.1 委託(第三者委託)における責任 「委託先事業者の過失による情報セキュリティインシデントについても医療機関等が責任を免れることはできず、医療機関等が患者等に対する責任を負う。」で止めるのではなく、「だから、信頼できる事業者を選定すること」という話になるのでは？	指摘	経営：G	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
7	1.4 第三者提供における責任 「提供された医療情報を受領した第三者においては、当該情報を適切に管理する責任が生じる。なお、医療情報を第三者に提供しても、提供元である医療機関等の側で当該医療情報が完全に削除されていない限り、医療機関等の下にも存在するため、当該医療情報に対する適切な管理責任があることはいままでのままではない。」→これ提供元医療機関が情報を削除すれば管理責任がなくなるという意味ですか？個情的に考えてもおかしくないですか？	要確認	経営：G	対応中	提供する医療情報の内容と提供元・提供先の医療機関間での提供業務内容やその責任分界によるもの、と考え、掲示の記載としておりますが、ご指摘を踏まえ、改訂案を検討します。
8	9.2 情報機器等の安全性の確認 EOSを確認するだけでなく、EOSとなった場合のリスク軽減を検討する旨を記載する必要がある。	指摘	企画：M	対応中	9.2では、安全性の確認の項のため、EOSとなった場合のリスク軽減の検討に関する記載はしていません。 EOSとなった場合やファームウェアの更新や脆弱性対応を行わない場合のリスクの軽減を検討することに関して、記載する箇所含めて、改訂案を検討します。
9	④ IALやAALの意義を医療従事者の方に理解いただくためには、例えば、電子処方箋で実運用されているリモート署名や鍵預託についての説明を加えることが必要ではないでしょうか。特に、保健医療福祉分野における電子署名等専門家会議の結論ではIAL、AALのレベルは3が望ましいとなっていることとの整合性についての疑問が生じるのではないかと危惧します。	指摘	企画：M	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
10	8.2 情報機器等の脆弱性への対策 こもEOS機器への対策がないので、確認するだけでよいことになっている。	指摘	シス：C	対応中	EOSとなった場合やファームウェアの更新や脆弱性対応を行わない場合のリスクの軽減を検討することに関して、前述同様に、記載する箇所含めて、改訂案を検討します。

11	13.ネットワークに関する安全管理措置 (13) 医療情報システムにおいて無線 LAN を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。 MACアドレスは詐称可能ですのでアクセス制限の効果は限定的です。また、最近のモバイル端末はプライバシー保護の観点からMACアドレスランダム化が標準搭載されている点にも注意する必要があります。 「利用する無線 LAN の電波特性を勘案して、通信を阻害しないものを利用すること。」は同じ周波数帯を使用する医療機器の通信を指しているのでしょうか？	指摘	シス：C	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。 なお、ご質問いただきました「利用する無線LANの電波特性を勘案して、通信を阻害しないものを利用すること。」は、同じ周波数帯を使用する医療機器だけでなく、情報機器全般の間での電波干渉や、チャンネルの枯渇、周波数特性による遮蔽物の多い医療機関内での電波の直進性を踏まえた記載としております。
12	13.1.2 選択すべきネットワークのセキュリティ IP-secという不正確な記述があります。正しくはIPsecです。	指摘	シス：C	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
13	8.1 不正ソフトウェア対策 部門間のアクセス制限の実施についても触れるべき。大阪急性期のときのように、1箇所に侵入されたら全てに被害が及ぶようなネットワーク設計は避けるべき。	指摘	シス：C	対応中	「13.ネットワークに関する安全管理措置」において、不正ソフトウェア対策も含めた「ネットワークの論理的または物理的な構成の分割」などを記載しておりますが、改訂案を検討します。
14	その方向性も含め、現場での活用を念頭に、更なる協議をさせていただきたい。	要望	小規模	対応中	ご要望を踏まえ、改訂案を検討します。
15	3.2 サイバー攻撃の典型例 1,2の攻撃の話と3-6攻撃対処の話が混ざっているため、攻撃の典型例としては読みにくいです。別枠にした方が良いでしょう。	指摘	サイバー	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。 1,2を攻撃被害、3-6を被害対応、と分類を付記しました。
16	4.1.1 構成管理 「接続機器の制御、通信するデータの制御等」が何を指すのか、IT屋の視点では理解できません。接続機器の認証、分割したネットワーク間のアクセス制御、という意味でしょうか？	指摘	サイバー	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。
17	4.2.1 BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画) 近隣他院の支援を受けることも視野に入れるべきでは？	指摘	サイバー	改訂	ご指摘を踏まえ改訂しました。